

◎新潟県告示第497号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高田停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市西城町二丁目字中殿町通43番1から 同市西城町一丁目字中々殿7番1まで	新	22.0～29.5メートル	703.0メートル
	旧	22.0～26.5メートル	703.0メートル

備考 路線の重用

一部区間県道上越脇野田新井線と重用